

あなたの生活と行政をつなぐ

# Saku

LI  
FE  
ライフ

別冊

広報佐久  
令和3年1月



## 所得税・市県民税の申告相談が始まります

実施期間：2月16日(火)～3月15日(月)

受付時間：午前8時30分～午後4時

～感染症予防対策へのご協力をお願いします～

- 来場の際は、マスクの着用、入口等での手指の消毒をお願いします。
- 自宅で検温を行い、発熱のある方は、来場をお控えください。会場入場の際に検温を実施します。37.5℃以上の発熱が認められる場合は、原則入場をお断りします。
- 受付時間を守り、少人数でのご来場で、密集・密接を防ぐことにご協力ください。
- 会場は、常時換気を行うため、温かい服装でご来場ください。
- 下記にあてはまる項目がある方は、来場をお控えください。

- ・2週間以内に発熱があった（平熱より高い体温、あるいは37.5℃以上）
- ・のどの痛み・咳・たんなどの風邪症状や、息苦しさ、だるさ（倦怠感）がある
- ・においや味の分かりにくさがある
- ・2週間以内に新型コロナウイルスの患者やその疑いがある者と接触歴がある

- 郵送での申告にご協力をお願いします。（参照5ページ）

- ・申告は郵送でもできます。混雑した会場での感染リスクを回避できますので、ぜひご利用ください。
- ・確定申告される方は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。
- ・市県民税申告をされる方は、申告書を市ホームページまたは市役所税務課、各支所総務税務係、各出張所の窓口で入手してください。

# 申告相談日程表

※感染症発生の状況により、日程および会場は変更になる場合があります。

受付時間：午前8時30分～午後4時

			臼田地区		浅科地区		望月地区	
日程			臼田支所 2階大会議室		浅科支所 1階東会議室 (新庁舎へ移転後も変更はありません)		望月支所 3階大会議室	
			申告相談対象地区		申告相談対象地区		申告相談対象地区	
月	日	曜	午前	午後	午前	午後	午前	午後
2月	16	火	湯原	湯原・本郷	塩名田東部		御牧原・百沢・牧布施・式部	
	17	水	田島・栗ノ木 千曲台・若葉	中小田切	塩名田中部		入布施・抜井	
	18	木	上小田切 北川勝間	上小田切西	塩名田西部 県営住宅	塩名田舟久保	中居・雁村・大木・藤巻 一の原・長者原・東長者原・中石堂	
	19	金	湯原新田	滝・緑ヶ丘	御馬寄東部		下之宮・善郷寺・高橋・北春	
	22	月	臼田中町・旭ヶ丘	泉ヶ丘・城下・宮本	御馬寄西部		上新・金井・堀端・大西・向反	
	24	水	臼田勝間・城山	上荒・中荒・下荒	御馬寄市営住宅 庄の上	駒寄	竹之城・新田・湯沢・新町	
	25	木	下小田切・中央	諏訪	上原		宮之入・三明・茂沢 入新町・岩下・入片倉	
	26	金	横山・稲荷	住吉	上原	下原	長坂・城下・東町・八千代町 神田町・末広町・金井町・栄町・昭明町	
3月	1	月	美里	美里・平	下原		本町・上本町・西町 県町・古宮・御桐谷町・吹上町	
	2	火	伊勢	大奈良	中原		印内・印内原・茂田井・観音寺	
	3	水	田口中町	丸山・川原宿	八幡上町		片倉・西長者原	
	4	木	三分	竜岡	八幡本町		比田井	
	5	金	下越1～2	下越3～4 下越団地	八幡宮本	八幡大平	天神・協東・協西	
	8	月	下越5～8	清川	八幡中町		高呂・大谷地	
	9	火	原	宮代	八幡桑山		小平・三井	
	10	水	上中込	上中込・下町	八幡入の沢	鶴沼	指定日に申告できなかった皆さん (望月地区)	
	11	木	赤谷・入澤1～3 十日町	三条	矢嶋上	矢嶋下		
	12	金	入澤4～6	入澤7～8 月夜平・岩水	御牧原			
14	日	指定日に申告できなかった皆さん (臼田地区)		指定日に申告できなかった皆さん (浅科地区)				
15	月							

# 所得税・市県民税

- 混雑緩和のため、できる限り地区指定日に来場をお願いします。  
※相談日当日に体調不良等の方は、別日に来場してください。
- 東地区の皆さんは、会場が市役所に変更になっています。
- 3月14日（日）は、申告相談を行います。

				佐久地区				
日程			地区会場 (下記をご確認ください)			佐久市役所 8階大会議室		
			会場名	申告相談対象地区		申告相談対象地区		
月	日	曜		午前	午後	午前	午後	
2月	16	火	※地区会場はありません			橋場南・橋場西・橋場東	佐太夫町・中込新町 三家第1・三家第2	
	17	水				中央区北町第二・町下 町中・町上・朧水・中村	中央区北町第一・松井 相立・苦水・大月・黒田	
	18	木				荒家・北口・平賀下宿 平賀中宿・平賀上宿	北耕地・平賀新町・太田部 常和南・常和北・アヴェニュー	
	19	金				猿久保・猿久保東 志賀下宿・志賀中宿・志賀上宿	伊勢林・駒場 安原・駒込	
	22	月				瀬戸中・瀬戸南 新子田	西耕地・瀬戸東 東地・西地・五十貫	
	24	水	浅間会館	住吉町・西本町 稲荷町	荒宿・相生町	※市役所会場はありません		
	25	木	浅間会館	本町・大和町・花園町 上の城・一本柳	長土呂・紅雲台			
	26	金	浅間会館	横根・下平尾 小田井下宿・荒田	上平尾・西屋敷			
3月	1	月	野沢会館	本新町・泉野・上桜井 中桜井・下桜井	田町・高柳・跡部 三塚・北桜井	※市役所会場はありません		
	2	火	野沢会館	今岡・沓沢・日向・熊久保・泉 東立科・小宮山・前山南・洞源	平井・糠尾・下平 前山北中・美笹・弥生が丘			
	3	水	野沢会館	下県西・相浜・大沢下町 大沢中町・大沢新田	下県東・竹田・地家 大沢上町・大地堂			
	4	木	野沢会館	野沢本町・中小屋 取出町	十二町・原・鍛冶屋			
	5	金	※地区会場はありません			中央区南町 前林・三石	杉の木・石神・権現堂	
	8	月				平塚・根々井塚原 根々井・大塚	赤岩・常田 上塚原・下塚原	
	9	火				大和田・落合 北岩尾・南岩尾	今井・三河田 横和・白山	
	10	水				※指定日に申告できなかった皆さん (佐久地区)		
	11	木						
12	金							
14	日							
15	月							

# 市民税・県民税の申告

## 市民税・県民税の申告が必要な方

令和3年1月1日現在で佐久市に住所がある方は、市県民税の申告が必要です。

ただし、次の方は申告の必要はありません。

- ・ 税務署へ確定申告書を提出する方
- ・ 収入が1か所からの給与または公的年金等のみで、その支払者から市役所へ「給与支払報告書」や「公的年金等支払報告書」が提出されている方（源泉徴収票に記載されていない分の控除を受けたい方は申告が必要です。）
- ・ 収入がなく（非課税所得のみも含む）、市内に住所がある方の扶養親族になっている方

※収入のない方でも申告が必要な場合があります。

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている方は、前年中に所得がない、または世帯の所得が一定額以下の場合、軽減が受けられます。しかし、申告していないと、この軽減は受けられません。

このほか、申告内容は、介護保険料・保育料・公営住宅の家賃算定などの基礎資料にもなります。申告をしないと、保険料の算定などに影響が出る場合があります。また、所得証明書等が必要な方は、市県民税の申告義務に関わらず申告をしてください。

## 申告に必要なもの

対象項目	持ち物・必要書類	
申告者全員	<b>税務署からのお知らせハガキ（税務署から届いた方）</b> 振込先口座が分かるもの（還付を受ける場合） マイナンバーカードなどマイナンバーの分かるもの 運転免許証などの顔写真付きの身分証明書 市県民税申告書（市役所から届いた方） 前年の申告書の控え（前年に申告されている方）	
該当する場合のみ	給与・年金所得者	源泉徴収票（コピー不可）
	事業（農業、営業、不動産）所得者	収支内訳書 ※あらかじめ作成のうえ、持参してください。
	一時所得者・雑所得者	収入および経費が分かる書類
	社会保険料控除	国民年金保険料などの支払証明書または領収書
	医療費控除	医療費控除の明細書（領収書は不可・参照7ページ） ※あらかじめ作成のうえ、持参してください。
	セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）	医療費控除の明細書、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類（健康診断の結果通知書等）
	生命保険料控除	
	地震保険料控除（旧長期損害保険料含む）	支払保険料の証明書
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
	住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除額の計算明細書、年末残高等証明書
寄附金控除	寄附金の受領書など	

● 申告相談の時間短縮のため、事前準備をお願いします。

- ・ 農業所得、営業所得、不動産所得の申告

必要経費の項目ごとに領収書をまとめ、収支内訳書を作成しておいてください。

## 申告会場における感染症の感染予防にご協力をお願いします

- ◆発熱等の症状のある方や、体調のすぐれない方は来場をお控えください。  
※対象地区以外の日でも申告相談を受け付けていますので、別日に来場してください。  
※受付で症状等が確認された方は、原則として入場をお断りさせていただきます。
- ◆密になることを避けるため、最小限の人数での来場をお願いします。
- ◆来場の際にはマスクの着用、手指の消毒をお願いします。
- ◆筆記用具や電卓など、必要な文房具は持参してください。
- ◆換気のため、会場や待合の気温が低くなることが想定されます。温かい服装でお越しください。
- ◆職員においては、マスク・フェイスシールドの着用、換気・消毒などの対策を徹底します。  
また、日頃から手洗いの徹底や、体調がすぐれない場合は、相談に従事しないといった対応をします。

## e-Taxや郵送での申告書提出にご協力をお願いします

混雑する申告相談会場での各種感染症の感染リスクを回避するため、e-Taxや郵送での提出にご協力をお願いします。

### 確定申告される方

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告書を作成できます。作成した申告書は、e-Taxで送信、または印刷して郵送のいずれかにより提出できます。ご不明な点は、佐久税務署へお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

- ・事前準備、送信方法、使用方法など  
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901
- ・申告書の作成にあたって不明な点  
佐久税務署 ☎67-3460（代表）

QRコード



#### 【所得税の確定申告書の提出先】

佐久税務署 〒385-8611 佐久市岩村田1201番地の2

### 市県民税申告される方

3月15日（月）までに、記入した申告書や各種証明書などを税務課市民税係宛てにお送りください。内容を確認させていただく場合がありますので、日中に連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。添付書類の返却を希望される方は、返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの）を同封してください。

申告書は、市役所税務課市民税係、各支所総務税務係、各出張所の窓口にあります。または、市ホームページからダウンロードしてください。

例年、証明書等の不備がありますので、郵送前に内容の確認をお願いします。また、マイナンバーカードなどマイナンバーの分かるものと、運転免許証など顔写真付き身分証明書の写しが必要です。

#### 【市県民税申告書の提出先】

市役所税務課 〒385-8501 佐久市中込3056番地

## 所得税の確定申告（佐久市では簡易な申告に限り受け付けできます）

### 所得税の申告が必要な方

公的年金、農業、営業、不動産などの収入があり、所得税の納付や還付を必要とする方は、確定申告をしてください。市主催の申告会場では、簡易な内容の確定申告に限り相談を受け付けます。

また、次のいずれかに該当する方は、市主催の会場では相談を受け付けることができませんので、佐久税務署での申告または相談をお願いします。

- ・居住用家屋を新築、増築などして、初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・土地・建物の売却による収入、株式等の売却による収入、先物取引に係る収入があった方
- ・青色申告の方
- ・純損失、雑損失の繰越控除を受ける方
- ・消費税や相続税および贈与税に関する相談のある方

※上記以外でも、佐久税務署をご案内する場合がありますので、ご了承ください。

## 税務関係書類にはマイナンバーの記載が必要です

### 税務関係書類へのマイナンバー記載および本人確認について

市県民税の申告書のほか、税務署に提出する申告書や申請書などの税務関係書類には、提出される方のマイナンバーの記載が必要です。

マイナンバーの提供を受ける場合は、なりすましを防止するため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が義務付けられています。申告相談会場でマイナンバーが記載された申告書を提出していただく際には、本人確認をさせていただきます。

### 本人確認書類について

マイナンバーカードをお持ちの方は、1枚で本人確認ができます。通知カード等によりマイナンバーを確認する場合は、ほかに本人確認書類として顔写真付きの身分証明書等を提示していただきます。

1枚で本人確認できる書類	マイナンバーカード	
	マイナンバー確認書類	本人確認書類（下記のうち1つ）
マイナンバーの確認および本人確認に必要な書類	・通知カード または ・マイナンバーが記載された住民票	・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・運転経歴証明書 ・障害者手帳 ・在留カード ・学生証 ・社員証 ・資格証明書 ・税務署から送付されるお知らせハガキ ・氏名が印字された申告書 など

※控除対象配偶者や扶養親族の方のマイナンバーも記載していただきますので、通知カードなどのマイナンバーが分かるものをお持ちください。運転免許証などの本人確認書類は必要ありません。

## 市主催の会場で確定申告される方へ

### 確定申告書作成時に電子申告用の利用者識別番号（以下、「ID」）を取得させていただきます

作成された申告書等のデータは、市役所から佐久税務署へデータで提出（電子申告）します。データ送信時に使用するIDの取得手続きは、相談会場で行います。

既にIDを取得されている方は、「利用者識別番号の通知」などIDが分かる書類をご持参ください。

※IDは一度取得していただくと、市の申告相談会場で申告する場合は、来年以降改めて取得する必要はありません。ご自身でe-Taxを利用される場合は、税務署での手続きが必要です。

## 医療費控除は明細書の提出が必要です（領収書は提出不要となりました）

### 領収書の代わりに“医療費控除の明細書”の作成・添付が必要です

明細書には、医療を受けた人、病院、薬局ごとに医療費を計算して記載してください。税務署から明細書の記載内容の確認のため、医療費の領収書の提示・提出を求められる場合があります。領収書は5年間保存する必要があります。

その場合、申告には誰がどの医療機関でいくら支払ったかの記入が必要になりますので、あらかじめ領収書の整理をしておいてください。生命保険や健康保険からの補てん金や公費負担医療等がある場合は、支払った医療費から差し引かれますので、その金額の確認もお願いします。

今回の申告から、領収書の提示のみでは、医療費控除を適用することができません。あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成し、ご持参ください。

医療費控除の明細書の様式は、税務課市民税係、各支所総務税務係、各出張所の窓口または、国税庁または市ホームページから入手してください。

### 医療費のお知らせ（医療費通知）について

健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ（医療費通知）」について、要件を満たすものは、確定申告で使用することができます。ただし、通知に記載のない医療費は、明細書に記載する必要があります。

「医療費のお知らせ（医療費通知）」については、各健康保険組合等にお問い合わせください。

## その他のお知らせ

### 市県民税申告書をお送りします

令和2年度分の市県民税の申告をされた方、および申告が必要と思われる方には、1月下旬に市県民税申告書をお送りします。申告書が届かなかった方でも、申告が必要と思われる場合は申告をお願いします。

### 窓口では申告相談を行っていません

申告相談期間中は、市役所税務課窓口および各支所総務税務係窓口では申告相談を行っていません。相談は各会場にてお願いします。窓口では、申告書の提出のみ受け付けています。

## 申告相談に関する問合せ先

- 税務課 市民税係 ☎62-3040（直通）
- 臼田支所 総務税務係 ☎82-3111（代表）
- 浅科支所 総務税務係 ☎58-2001（代表）
- 望月支所 総務税務係 ☎53-3111（代表）

※国民健康保険税に関する問合せ

- 国保医療課 国保年金係 ☎62-3164（直通）
- ※後期高齢者医療保険料に関する問合せ
- 国保医療課 医療給付係 ☎62-2915（直通）

# 今回の申告から適用される主な税制改正

## ◆ 給与所得控除、公的年金等控除の見直し

給与所得控除および公的年金等の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられます。

※給与所得と年金所得の両方がある場合は、片方に係る控除のみが減額されます。

※給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額は850万円、上限額は195万円に引き下げられます。

※公的年金等の控除は、上限額が設定されます。

## ◆ 基礎控除の見直し

所得に応じて基礎控除額が段階的に引き下げられます。

合計所得金額	基礎控除の額【 () 内は住民税に係る控除額】	
	令和元年分以前	令和2年分以後
2,400万円以下	38万円 (33万円)	48万円 (43万円)
2,400万円超 2,450万円以下		32万円 (29万円)
2,450万円超 2,500万円以下		16万円 (15万円)
2,500万円超		なし

## ◆ 配偶者、扶養親族等の所得要件の調整

控 除	所得要件の調整 (合計所得金額)	
	令和元年分以前	令和2年分以後
配偶者控除・扶養控除	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生控除	65万円以下	75万円以下

※給与収入換算では変わりません。

## ◆ ひとり親控除の創設と寡婦控除の見直し【控除額の単位は万円、 () 内は住民税に係る控除額】

### 本人が女性

#### 令和元年分以前

配偶関係		死別		離別		
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	
扶養親族	有	子	35 (30)	27 (26)	35 (30)	27 (26)
	有	子以外	27 (26)	27 (26)	27 (26)	27 (26)
	無	無	27 (26)	—	—	—

#### 令和2年分以後

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	
扶養親族	有	子	35 (30)	—	35 (30)	—	35 (30)
	有	子以外	27 (26)	—	27 (26)	—	—
	無	無	27 (26)	—	—	—	—

### 本人が男性

#### 令和元年分以前

配偶関係		死別		離別		
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	
扶養親族	有	子	27 (26)	—	27 (26)	—
	有	子以外	—	—	—	—
	無	無	—	—	—	—

#### 令和2年分以後

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	
扶養親族	有	子	35 (30)	—	35 (30)	—	35 (30)
	有	子以外	—	—	—	—	—
	無	無	—	—	—	—	—